

自然災害発生（警報・注意報等発令）時の対応

1 富士市に警報・注意報等が発令されている場合

情 報		授 業	在宅時	在校時
注 意 報	強風	通常授業	①気象情報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ②安全が確認できない場合や安全に登校することが困難な場合は学校に連絡の上自宅で待機し、状況を見て登校する。	①気象情報や地域の実情に応じ、下校することもある。
	大雨			
	洪水			
警 報	暴風	自宅待機	①午前6時の時点で警報が発表されている場合は、午前11時まで自宅で待機とする。	①安全を確認し、下校する。 ②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、学校で待機する場合もある。
		休 校	①午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」とする。	
		授 業	②午前11時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。（この場合、「出席停止」とし、「欠席」の扱いはしないが、授業は「欠課」となる。）	
	大雨 洪水	通常授業 又は 授業中止	①注意報発令時に準じる。	①市町から出される情報や実情に応じ、下校させることもある。安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、学校で待機する場合もある。
各種特別警報		①暴風警報に準じる。		

富士市に警報、注意報等が発令されている場合は、居住地に関係なく全員が該当する。

居住地が富士市以外の場合

2 居住地に、警報・注意報等が発令されている場合

情 報		授 業	在宅時	在校時
注 意 報	強風	通常授業	①気象情報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ②安全が確認できない場合や安全に登校することが困難な場合は学校に連絡の上自宅で待機し、状況を見て登校する。	①気象情報や地域の実情に応じ、下校することもある。
	大雨			
	洪水			
警 報	暴風	自宅待機	①午前6時の時点で警報が発表されている場合は、午前11時まで自宅で待機とする。その際、学校へ連絡する。（富士市に警報が発令されていない場合、「遅刻」の扱いはしないが、授業は「欠課」となる。）	①安全を確認し、下校する。 ②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、学校で待機する場合もある。
		休 校	①午前11時の時点で警報が解除されていない場合は自宅待機とする。その際、学校へ連絡する。（この場合、「出席停止」の扱いをし、「欠席」としないが、授業は「欠課」となる。）	
		授 業	②午前11時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。（この場合、「出席停止」とし、「欠席」の扱いはしないが、授業は「欠課」となる。）	
	大雨 洪水	通常授業 又は 授業中止	①注意報発令時に準じる。	①市町から出される情報や実情に応じ、下校させることもある。安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、学校で待機する場合もある。
各種特別警報		①暴風警報に準じる。		

